

(参考)

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

内閣官房地域活性化統合事務局

1. 「地域再生法の一部を改正する法律」（平成20年法律第36号）の反映

①地域再生計画の民間提案及び地域再生協議会の民間発意による組織

地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成するよう提案すること及び地域再生協議会を組織するよう要請することができるようにする。

②地域再生支援利子補給金制度の創設

認定地域再生計画に記載された事業を実施する事業者等を金融面で支援するため、当該事業者に対し貸付けを行う金融機関に対して利子補給金を支給する仕組みを創設する。

2. その他

補助対象財産の有効活用を図るため、補助対象財産の転用等の承認の明確化等に係る各省庁の申し合わせ事項について追記する。